

松江市告示第 222 号

地籍調査の実施の告示

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が平成 19 年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 24 日

松江市長 松 浦 正 敬

1 事業計画が告示された年月日

平成 19 年 4 月 24 日

島根県告示第 378 号

2 調査を実施する者の名称

松江市

3 調査地域

手角 ・ 東忌部 ・ 西尾 ・ 東津田 ・ 野原 ・ 雲津

東忌部 ・ 西尾 ・ 東津田 ・ 野原 ・ 大野 ・ 七類

（別紙 平成 19 年度地籍調査区域表に示した小字地域又はその一部）

4 調査期間

平成 19 年 5 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

平成19年度地籍調査区域

	町名	小字名	町名	小字名	町名	小字名	町名	小字名	
松江市	東忌部町	青木	大野町	秋谷	大野町	向山	西尾町	姥谷	
		家ノ脇道狭		家床		森		松尾	
		井手ノ上		一楽		門ノ後		大岩	
		後山		内堀		山王		小谷	
		榎田		枝兼		山中		大谷	
		奥安井		大坪		安久		卸廻	
		川平		乙井出		山堀		寺尾谷	
		鏡石		奥谷		湯屋谷		水上	
		金クソ		大空		湯屋奥		雨路谷	
		上金くそ		大畑		湯ノ坪		東津田町	長通
		カラダセン		奥山		六反			溜池
		川原田		大木		堤谷			松原
		京塚		片山	淵切	原前			
		堅田		片山向	才免	堂前			
		五百尻		笠屋	猫坪	ハサラ			
		五本松		貫安	寺田	濱田			
		鷺巣		国次	焼田	高山下夕			
		下金クソ		新宮	谷田	美保関町 七類	(字名廃止)		
		清水尻		新宮前	立平		それぞれ表中の小字地域、 又はその一部を調査区域とする		
		下槇山		新宮向	松ヶ前				
		城山		新宮谷	香田				
		新道		新屋	梨子坪				
		新屋敷		下ノ垣	猿香				
		城後山		椎ノ木	四反田				
		陣小屋山		善谷	玉利田				
		膳棚		田中	比生田				
		ソリ道井手狭		谷頭	臈切				
		タンクワ原		竹谷	山奥				
		田畑		津森	山ノ奥				
		堂ノ前		出来島	廻田				
		中島		鳥越	長谷				
		中曽根		峠見堂	大石				
		長廻		堂後	勝負				
		貳百尻		名立	宮田				
		一ツ久保		長谷	小宮田				
		梟廻		永崎	廻山				
		槇山		西濱	西尾町	小宮田			
		松ノ木田		八床		稲葉			
		松ノ前		平廻		奥田			
		丸山		藤次垣		米坂			
		向ノ廻		法道		山神原			
		安井		ホウセ		堤田			
山廻	細原	槇平							
山畑	丸山	藏主							
山端	前畑ヶ	三十歩							
ユルキ田	曲り	中ノ前							
横道	松ノ前	油田							
ヨズク廻	南谷	垣ノ内							